

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県飯塚市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	飯塚市が地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。 寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務の適正な事務管理に際し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付 2 税額の控除を行う所在地の市区町村に、申告特例通知書を送付
③システムの名称	さとふるオンライン申請(e-NINSHO)・motiONE・IAM
2. 特定個人情報ファイル名	
特例申請者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)・第9条第3項 別表1 16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	特産品振興・ふるさと応援課
②所属長の役職名	特産品振興・ふるさと応援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	経済部 特産品振興・ふるさと応援課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月19日	I-5. 評価実施機関における担当部署	①部署: 地域振興課	①部署: 特産品振興・ふるさと応援課		
令和3年7月19日	I-5. 評価実施機関における担当部署	②所属長の役職名: 地域振興課長	②所属長の役職名: 特産品振興・ふるさと応援課長		
令和3年7月19日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先: 地域振興課	請求先: 特産品振興・ふるさと応援課		
令和3年7月19日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱に関するお問い合わせ	連絡先: 地域振興課	連絡先: 特産品振興・ふるさと応援課		
令和3年7月19日	II-1. 対象人数(評価対象の事務の対象人数は几人か)	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満		
令和3年7月19日	II-1. 対象人数(いつの時点の計数か)	令和2年8月1日時点	令和3年7月19日時点		
令和3年7月19日	II-2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	令和2年8月1日時点	令和3年7月19日時点		
令和5年1月17日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称: マイナンバー管理システム	③システムの名称: さとふるオンライン申請(e-NINSHO)・motiONE・IAM		
令和5年1月17日	II-1. 対象人数(いつの時点の計数か)	令和3年7月19日時点	令和4年4月1日時点		
令和5年1月17日	II-2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	令和3年7月19日時点	令和4年4月1日時点		
令和5年2月21日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先: 特産品振興・ふるさと応援課	請求先: 総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-550		
令和5年2月21日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱に関するお問い合わせ	連絡先: 特産品振興・ふるさと応援課 電話: 0948-22-5500	連絡先: 経済部 特産品振興・ふるさと応援課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500		
令和5年2月21日	II-1. 対象人数(評価対象の事務の対象人数は几人か)	10万人以上30万人未満	30万人以上		
令和5年2月21日	II-1. 対象人数(いつの時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年2月21日時点		
令和5年2月21日	III. しいき値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる		
令和5年2月21日	IV-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書		
令和2年2月6日	II-3. 重大事故	発生なし	発生あり		
令和3年2月6日	II-3. 重大事故	発生あり	発生なし		